

東京都高台まちづくり推進事業制度要綱

7 都市整企第 500 号

令和 8 年 3 月 26 日

(目的)

第 1 条 この東京都高台まちづくり推進事業制度要綱は、^{いっ}溢水、^{たん}湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれ著しく、かつ、当該災害が発生した場合に広域で長期間にわたる壊滅的な被害が想定され、居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域（海面水位より低い地域等に都市機能が集積し、市街地が形成されている荒川、江戸川及び多摩川沿川のゼロメートル地帯等）において、令和 7 年 3 月に策定された「災害に強い首都『東京』の形成に向けた高台まちづくり整備の基本的な考え方」に基づき、高台まちづくりの緊要性の高い箇所の選定や区全域・個別地区の高台まちづくり方針等の計画策定を行う区に対し、東京都（以下「都」という。）が当該事業に要する経費の補助を行うことにより、高台まちづくりをより一層推進し、地区の防災性及び都民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 東京都高台まちづくり推進事業（以下「本事業」という。）

「災害に強い首都『東京』の形成に向けた高台まちづくり整備の基本的な考え方」に基づき、区が高台まちづくりの緊要性の高い箇所の選定や区全域・個別地区の高台まちづくり方針等の計画策定を行うことをいう。

(2) 個別地区

対象区において浸水継続時間（浸水した場合に想定される浸水の継続時間）が 72 時間以上の地区及び隣接する地区をいう。

(施行者)

第 3 条 本事業の施行者は、荒川、江戸川又は多摩川に接する 8 区（墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区及び大田区）とする。

(施行地区)

第 4 条 施行者は、区全域又は個別地区において本事業を行うものとする。

(本事業の実施)

第 5 条 本事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 施行地区内で、本事業に要する費用に対する都の補助（以下「都の補助」という。）の実施期間内に完了すること。
 - (2) 施行地区内で、高台まちづくりに関する計画等を策定すること又は計画策定に伴う調査・分析を行うこと。なお、都の補助を活用し策定された計画及び調査・分析結果の改定や更新に係る費用は、都の補助の対象外とする。
- 2 本事業に要する費用で、都の補助対象となる費用は、次に掲げる費用とする。
 - (1) 高台まちづくりに関する計画等の作成（区全域及び個別地区）
 - ア 調査・分析費
 - イ 計画等作成費
 - (2) 計画等作成に付随するコーディネート（区全域及び個別地区）
 - ア 事業関係者との協議調整費

（指導、監督等）

第6条 東京都知事は、施行者に対し都の補助の適正な執行を図るため、状況の報告又は資料の提出を求め、助言又は支援を行うことができる。

（都の補助等）

- 第7条 都は、施行者が本事業の実施に要する費用の一部を、東京都高台まちづくり推進事業補助金交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助することができる。
- 2 都の補助の実施期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までとする。
 - 3 施行者は、当該年度に実施する本事業の箇所、内容等を自ら定めた上で、補助金を交付申請することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。